

## 民事訴訟法改正に関する変更箇所のお知らせ

本書の内容のうち、民事訴訟法改正(平成17年4月1日現在)に対応するように、以下の記述を読み替えてください。

## 司法書士 速効問題集 成功への戦略 二次試験対策 Vol.11 民事訴訟法

頁	訂正箇所	誤	正
P24	出題分析 3行目～4行目	また、訴えの変更(同法143条2項)、中間確認の訴え(同法145条2項)、反訴(同法146条2項)等も...	また、訴えの変更(同法143条2項)、中間確認の訴え(同法145条3項)、反訴(同法146条3項)等も...
P44	14行目	(民法12条1項4号)。	(民法13条1項4号)。
P45	ここがポイント5行目～6行目	(民法4条、9条参照)。	(民法5条、9条参照)。
P72	肢ア3行目	, 民法12条1項4号)。	, 民法13条1項4号)。
P90	ここがポイント書面主義による口頭主義の補充(1)5行目～6行目	・中間確認の訴え(民事訴訟法145条2項) ・反訴(民事訴訟法146条2項)	・中間確認の訴え(民事訴訟法145条3項) ・反訴(民事訴訟法146条3項)
P108	解説 問題Aについて4行目問題Bについて3行目	(同法170条6項)	(同法170条5項)
P109	問題Eについて4行目～5行目	(同法170条6項, ...)	(同法170条5項, ...)
P142	解説肢イ 2行目	(人事訴訟手続法10条1項後段)	(人事訴訟法19条2項)
P186	解説肢イ 2行目	(民事訴訟法146条1項但書)	(民事訴訟法146条1項1号)
P186	解説肢ウ 2行目	(民事訴訟法146条1項但書)	(民事訴訟法146条1項2号)
P186	解説肢工 1行目～2行目	(民事訴訟法146条2項)	(民事訴訟法146条3項)
P200	ここがポイント5行目～6行目	(人事訴訟手続法2条2項)	(人事訴訟法12条2項)
P251	肢ウ	ウ 裁判所は、相当と認めるときは、証人、当事者本人又は鑑定人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。	ウ 裁判所は、相当と認めるときは、証人もしくは当事者本人の尋問、又は鑑定人の陳述に代え、書面の提出をさせることができる。
P252	肢ウ 1行目	証人等の尋問に代えて	証人等の尋問又は意見の陳述に代えて
P273	ここがポイント少額訴訟の要件(1)1行目	訴額が30万円以下の金銭支払請求に限る	訴額が60万円以下の金銭支払請求に限る